

出産準備教室

対 区内在住で妊娠中の方、家族など 申 電子申請



平日開催	沐浴、妊婦の体と心の変化、産前産後の生活
土曜日開催	沐浴、産前産後のママとパパの変化の違い、両親での子育て
歯科・栄養	妊娠中、産後の歯や食事のポイント

健診・相談

申 むし歯予防教室 = 電子申請、歯科・栄養相談 = 問合先へ電話



4か月児・1歳6か月児・3歳児健康診査	乳幼児の発育状態などの診査、該当者へ郵送でお知らせ
むし歯予防教室(3歳未満)	歯の生え方とむし歯予防の話、口の観察とケアの仕方、はみがき練習
歯科相談(3歳未満) ※障がいのあるお子さんは就学前まで	歯や口腔に関する個別相談
栄養相談	離乳食の進め方、幼児食の量・内容など

育児学級

申 電子申請

離乳食の進め方 (生後5・6か月)	離乳開始時のポイント	
育児学級(生後7・8か月)	2回食への進め方、お口の発達とむし歯予防、試食有り	
育児学級(生後9～11か月)	3回食への進め方、家族の食事、試食有り	
育児学級(1～1歳3か月)	幼児食への進め方、むし歯予防のポイント、試食有り	

問 地域健康課業務係

大森 TEL 5764-0661 FAX 5764-0659
調布 TEL 3726-4145 FAX 3726-6331
蒲田 TEL 5713-1701 FAX 5713-0290
糀谷・羽田 TEL 3743-4161 FAX 6423-8838



子どもフォーラム

あなたのお子さんは大丈夫? 少年少女が巻き込まれる犯罪
～注意したいSNSを含めたネットの利用～

お子さんのSNSを含めたインターネットの利用について、2つのテーマで講演します。

「インターネットとSNSの危険性」 「子供たちを守るために」

日 7月4日(土)午後2時～4時 会 大田文化の森 定 先着200名
申 当日会場へ※保育(先着20名)希望の場合は電子申請
問 健康医療政策課災害・地域医療担当
TEL 5744-1264 FAX 5744-1523



蚊の発生を防ぎ安全・安心な夏を過ごしましょう!

蚊はデング熱などの病気を媒介します。ウイルスを保有する蚊に刺されると、デング熱などの病気になる恐れがあります。

世界的にデング熱患者の大幅な増加が報告されており、海外の感染症流行地域から病原体の侵入が危惧されています。感染リスクを低くするために、蚊の発生防止に努めることが大切です。

蚊の幼虫(ボウフラ)は、水中で成長します。水のないところから、蚊は発生しません。蚊を減らすためには、成虫の蚊を駆除するよりも、水中に生息するボウフラを退治するほうが効果的です。

【蚊を減らすために】

- 水がたまりやすいバケツ、空き缶などの不要なものは片付けましょう
- 鉢植えの水受けなどのたまり水をなくしましょう
- 汲み置き水などためておく必要のある水は週1回程度、定期的に清掃や水の交換などを行いましょう

問 生活衛生課環境衛生担当

TEL 5764-0694 FAX 5764-0711



令和8年度

特別区民税・都民税(住民税)・森林環境税が決まりました

徴収方法	納付方法	通知の送付日・送付先	税証明の発行開始日
① 給与からの特別徴収 (給与から差し引いて納める方)	6月～令和9年5月の毎月、給与から差し引き	5月12日に勤務先へ税額の決定・変更通知書を郵送しました	5月12日 ※複数の方法で納める方は6月10日
② 普通徴収(個人で納める方)	通知書に同封の納付書か口座振替	6月10日に本人へ納税通知書を郵送します (届くの1週間程度かかる場合があります)	6月10日
③ 公的年金からの特別徴収 (年金から差し引いて納める方)	4・6・8・10・12月、令和9年2月に年金から差し引き		

※③のうち、令和7年度から引き続き特別徴収の方は、4・6・8月に令和7年度の特別徴収税額の6分の1に相当する金額を仮徴収税額として公的年金から引き落としします。10・12月、令和9年2月は、確定した令和8年度の税額から仮徴収税額を差し引き、残った税額を3等分して引き落とします(端数は10月分で調整)。令和8年度から新たに特別徴収になる方(65歳になった方など)は、令和8年度の税額の2分の1は、6・8月に納付書か口座振替(普通徴収)で納めてください。残りの額を10・12月、令和9年2月に公的年金から引き落とします



税証明の発行

● 発行場所=問合先、戸籍住民課、特別出張所、納税課(納税証明書のみ)、コンビニエンスストア(区内在住でマイナンバーカードをお持ちの方のみ)

※コンビニエンスストアのみ上表①に該当する方の納税証明書の発行は6月10日から

● 申請方法=運転免許証など本人確認ができるものを持参

※代理人の場合は、代理人の本人確認ができるものと委任状が必要(家族でも同様)

問 課税課課税担当 FAX 5744-1515(共通)

税証明の発行 = TEL 5744-1192

住民税の課税内容 =

大森地区 TEL 5744-1194

調布地区 TEL 5744-1195

蒲田地区 TEL 5744-1196



軽自動車税の納付はお済みですか

軽自動車税の納期限は6月1日です。まだ納めていない方は、早めに納付してください。納付が難しい場合はご相談ください。

6月30日は特別区民税・都民税・森林環境税(普通徴収)第1期の納期限です

詳細は区HPをご覧ください。

● 納付場所・方法

問合先、特別出張所、対応金融機関、コンビニエンスストア(MMK設置店含む)、地方税統一QRコード(eL-QR)

問 納税課収納推進担当 FAX 5744-1517(共通)

納付相談 = 整理大森 TEL 5744-1200

整理調布 TEL 5744-1201

整理蒲田 TEL 5744-1202

整理区外 TEL 5744-1203

納付方法 = TEL 5744-1205

